途中下車

▼ 「途中下車」とは、旅行途中（乗車券の区間内）の駅でいったん改札口の外に出ることをいいます。次の例外を除き、乗車券は、後戻りしない限り何回でも途中下車することができます。

▼ 次のきっぷでは、途中下車できません。

・片道の営業キロが100キロまでの普通乗車券

・大都市近郊区間（「運賃計算の特例」参照）内のみをご利用の場合の普通乗車券

・一部のおトクなきっぷ

・特急券、急行券、グリーン券、寝台券、指定席券、乗車整理券

▼ 特定の都区市内（「運賃計算の特例」参照）発着となる乗車券は、それぞれ同じゾーンの駅では途中下車できません。山手線内発着となる乗車券も同じです。

（例）「札幌市内→京都市内」（千歳線経由）の乗車券は、次のようなお取り扱いとなります。

＜札幌市内の駅での下車＞
下車駅から先の区間については無効となります。ただし、乗車駅から下車駅までの運賃を別にお支払いいただいた場合は再びご利用になれます。

＜北広島～大津間の駅での下車＞
もどらない限り、何回でも途中下車できます。

＜京都市内の駅での下車＞
旅行終了として、乗車券は回収させていただきます。

▼ 「大阪市内」または「神戸市内」発着の場合の特例

「大阪市内」発着の乗車券で、大阪と北新地を当日中に徒歩連絡する場合に限って、大阪または北新地での途中出場ができます（大阪市内のその他の駅では途中出場できません）。

「神戸市内」発着の乗車券で、東海道・山陽新幹線をご利用の場合に限って、三ノ宮、元町、神戸、新長田または新神戸の各駅では、新幹線と在来線を乗り継ぐための途中出場ができます（ただし、当日中の乗り継ぎに限ります）。